

京都市教育長訓令甲第8号

高等学校

京都市立高等学校の教職員の勤務時間等に関する規程の廃止について次のとおり定める。

平成29年3月31日

京都市教育長 在田正秀

京都市立高等学校の教職員の勤務時間等に関する規程は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)